



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年12月17日（金）

問い合わせ先：子育て支援政策課

課長：安部

担当：佐藤、滝野

電話：829-1270

内線：3072

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付を現金一括で支給します

さいたま市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯を対象に特別給付金を支給します。

### 1 支給内容

対象児童1人あたり現金10万円を支給対象者へ一括支給

※ 支給案内通知は、給付額「対象児童1人あたり50,000円」と記載されていますが、「対象児童1人あたり100,000円」と読み替え、給付額については、対象児童1人あたり10万円を、通知に記載の口座に振り込みます。なお、後日、改めて読み替え通知を発送します。

### 2 対象児童

平成15年4月2日～令和4年3月31日に生まれた児童

### 3 支給対象者（児童手当所得制限限度額以上の者を除く）

対象児童を養育する、以下のいずれかに該当する者

#### (1) 令和3年9月分児童手当受給者（公務員を除く）・児童扶養手当受給者

※高校生世代の児童がいる世帯を含む

※児童扶養手当受給者のうち、児童手当を受給していない方については、令和3年9月30日現在、本市に住民票がある方

#### (2) 高校生世代のみを養育する方・公務員

※令和3年9月30日現在、本市に住民票があり、対象児童と同居し、本市からの児童手当や令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の受給歴がある方

#### (3) 新生児（令和3年9月1日～令和4年3月31日に生まれた児童）を養育する方

※上記新生児の児童手当について、既に認定されている方又は増額改定されている方は、上記(1)に含まれる場合があります

#### (4) その他の子育て世帯

※令和3年9月30日現在、本市に住民票があり、本市からの児童手当や令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の受給歴がない方

#### 4 手続及び支給予定日

- ・ 3 支給対象者 (1) 申請不要→令和3年12月27日 (月)
- ・ 同 (2) 申請不要→令和4年 1月 7日 (金)
- ・ 同 (3) (4) 令和4年 1月以降に申請受付、審査後、随時支給

#### 5 支給案内通知の発送

- ・ 3 支給対象者 (1) 令和3年12月20日 (月) (予定)
- ・ 同 (2) 令和3年12月22日 (水) (予定)

#### 6 給付金の辞退について

この給付金を希望しない方は、辞退することができます。辞退する方は、下記の期限までに、問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ 3 支給対象者 (1) 令和3年12月23日 (木)
- ・ 同 (2) 令和3年12月28日 (火)

#### 7 子育て世帯への臨時特別給付に関する問い合わせ

子育て支援政策課 給付金担当

電話 829-1273

FAX 829-1960

なお、詳しくは、市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/013/005/p085272.html>